○関東地方整備局告示第三百四十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年九月一日

関東地方整備局長 菊川 滋

- 第1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 第2 事業の種類 特別高圧送電線西上武幹線新設工事(埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ 入字日影林地内)

第3 起業地

- 1 収用の部分 埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入字日影林地内
- 2 使用の部分 埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入字日影林地内
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡中之条町大字四万地内の西群馬開閉所から埼玉県鶴ヶ島市大字上新田地内の新所沢変電所までの亘長110.4kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「特別高圧送電線西上武幹線新設工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気

事業法(昭和39年法律第170号)による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第3条第1項の許可を受

けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

首都圏を中心とした東京電力株式会社管内の電力需要は、省エネルギーの進展はあるものの、首都圏への人口流入、企業の業務機能集積及びオール電化住宅の普及などを背景に、緩やかであるが今後も増加するものと想定されており、平成31年度には6,150万kWに達するものと見込まれている。

また、東京電力株式会社管内における500kV外輪系統の送電線は、電力流通設備の 基幹系統として、都心部を含む需要中心地を囲むように形成されており、中でも需 要中心地に近い500kV新古河線、500kV福島幹線、及び500kV福島東幹線は恒常的に重 潮流となっている。

このような状況において、平成24年夏期ピーク時に500kV新古河線で1回線事故が発生した場合、残る1回線の潮流が445kWとなり、送電容量である441万kWを4万kW 超過するため、埼玉県、東京都西部、神奈川県及び静岡県方面において停電が発生し、社会経済活動に影響を与えるおそれがある。

本件事業は、これらの状況に対処するため、500kVの特別高圧送電線を建設するものであり、本件事業の完成により、500kV新古河線の潮流が軽減され、平成24年夏期ピーク時の1回線事故発生に伴う残る1回線の送電容量超過が解消されることから、埼玉県、東京都西部、神奈川県及び静岡県方面における停電発生を防止できることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響 評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、 群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)の環境影響評価の実施対象の事業であるため、本件区間のうち群馬県区間について、平成18年8月、平成20年11月及び平成22年2月に同条例に基づき環境影響評価を実施したところ、工事用資材及び機械の運搬に伴う車両の騒音について、一部夜間の環境基準を超える値がみられるものの、万一夜間に工事を行う必要が生じた場合には、工事用資材及び機械の運搬を昼間に行うなどの対策を実施することとしている。

また、本件区間のうち埼玉県区間について、埼玉県環境影響評条例(平成6年埼 玉県条例第61号)の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で工事に伴う騒音及 び振動等について検討を行った結果、環境基準等を満足するものと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するもの と認められる。

(2) 失われる利益

本件区間のうち群馬県区間について、上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカの営巣が確認されているが、工事工程を調整し、営巣木方向の伐採範囲を最小化するなど、生息環境への影響を軽減させる措置を講じることとしている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの営巣の生息が確認されているが、営巣箇所が本件区間から十分に離れていることなどから、生息環境への影響は軽微であると認められる。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、ミズマツバ及びコギシギシ等が確認されているが、個体の移植及び作業時に踏みつけを回避するための保護柵を設置するなどの適切な措置を講じることとしている。

本件区間のうち埼玉県区間について、起業者による動植物等への影響に関する調 査等によると、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国 内希少野生動植物種であるオオタカの営巣が確認されているが、工事工程の調整を し、低騒音型発電機を使用するなど、生息環境への影響を軽減させる措置を講じる こととしている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されている トウキョウサンショウウオの生息が確認されているが、湿地等を避けた施工計画と し、必要により湿地等に土砂が流入しないようしがら工等の措置を講じることとし ている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が28箇所存在するが、起業者は群馬県教育委員会及び埼玉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、500kV新古河線の1回線事故時に残る1回線の送電容量超過を解消することにより、停電発生を防止することを主な目的として、500kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、既存施設である275kV中東京幹線及び275kV安曇幹線のルートを極力活用するものとし、鉄塔の新設が生じる西群馬開閉所から275kV中東京幹線に接続する区間及び275kV中東京幹線から275kV安曇幹線に接続する区間についてルートの検討が行われている。

西群馬開閉所から275kV中東京幹線に接続する区間については、西側山間部を通過する申請案のほか、東側山間部を通過する案について検討が行われている。2案を比較すると、申請案は、鉄塔の基数が多く、亘長が長いものの、視認性の低い地形を通過することにより、景観に与える影響が小さいこと、鉄塔位置が地滑り危険箇

所等を回避しているため、地滑り調査や必要に応じた対策工事が不要となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。 一方、275kV中東京幹線から275kV安曇幹線に接続する区間については、既設施設である275kV安曇幹線のルートを極力活用する申請案のほか、既存施設である275kV中東京幹線のルートを極力活用する案が考えられるが、申請案は、送電線下面積が多くなるものの、鉄塔用地面積は少なくなること、集客施設及び集落からの充分な離隔が確保でき、景観に与える影響が小さいことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較 衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法 第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東京電力株式会社管内における電力需要の増加に伴い、平成24年夏期ピーク時に500kV新古河線で1回線事故が発生した場合、残る1回線の潮流が445kWとなり、送電容量である441万kWを4万kW超過するため、埼玉県、東京都西部、神奈川県及び静岡県方面において停電が発生し、社会経済活動に影響を与えるおそれがあるとされていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されている範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認め られるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県入間郡毛呂山町役場